



田川警察署 生活安全課長
川口茂則 警部

乱用の根本は、心のすき間と家庭環境にある。

福岡県はシンナー乱用で検挙補導された少年の数が9年連続全国ワースト1。中でも筑豊地区が県内の半数以上を占め、福智町で急増しています。子ども達にいつ誘いの手が伸びてもおかしくない薬物乱用。その怖さと危機的状況からの脱却について、特集で考えます。

・身近にひそむ魔の手
 都市部では少年(19歳以下)の間でも「臭い」というイメージが強く、年々乱用件数が減り続けているというシンナー。全国的にその検挙数は大幅に減少しています。しかし、田川署管内、特に福智町では、減少するどころか、昨年(平成20年)過去5年間で最悪の件数を数えました。脳を溶かし、神経細胞を死滅させ、骨までむしばんでいくシンナー。この乱用によって依存症におちいる子がいまだに後を絶ちません。「シンナーを吸っていた少年が大人になってもやめられず吸い続けている…。それが、田川署管内でよく見られる傾向です」と、田川警察署生活安全課の川口茂則課長は説明します。

薬物乱用のきっかけは友人や先輩、恋人などから「一度くらいなら大丈夫」などという誘いとみずからの好奇心がほとんど。しかし、一度でも手を出してしまえば、刺激と一時的な快感が脳に記憶され、必ず「もう一度使いたい」という強い欲望が生じ、その苦しみと一生戦い続けなければなりません。

薬物の依存性は、アルコールやタバコとは比較にならないくらい強力です。「ダイエットにいい」「嫌なことを忘れる」「ただの栄養剤だよ」「肌がきれいになるよ」「みんなやってるよ」「合わなければやめればいい」と、人は言葉巧みに近づいてきます。しかし、薬物の作用が切れば、その何倍もの苦

しい症状が襲ってきます。快感を味わった後は、それ以上の地獄が待っているのです。

・数字は氷山の一角
 「携帯電話を使ってコンビニの駐車場で売買するケースも多く、深夜徘徊がシンナー乱用の引き金となっています」と現状を把握する川口課長は「徘徊する少年だけが悪いわけではない。やはり乱用の根本は家庭にある」と断言します。

「子どもがトラブルに直面し、悩みを抱えているときには、必ず何らかの変化があるはず。親が常に関心があれば、わが子のSOSも見落としません。それ以前に、満たされた家庭であれば、子どもが深夜に歩み、危うい場所に近づくようなこともないはず。『子どもと会話』『深夜徘徊をさせないで』『食事と一緒に』『小遣いやお金の管理を』『親子で約束やルールを決めて』…このようなかことはわざわざ家庭にお願いすることではなく、昔ながら当たり前のことでした。共働きや夜間の仕事を持つ家庭も増えるなど状況が多様化したとはいえ、今は基本的な生活習慣や親子関



土曜日、深夜のコンビニで。

1月18日の深夜、午前1時20分。町内にあるコンビニの駐車場にいた17歳の2人に話を聞いてみた。すると、やはり「シンナーをやってるヤツはけっこう多い」という。「目の焦点が合っていないし、明らかにあやしいヤツがうろついている」「明け方に制服で来る中学生もいた」との証言。しかし、肝心な目の前の2人もシンナーの危険にさらされている状況に変わりはない。福岡県青少年健全育成条例第34条では「保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜(午後11時～翌日の午前4時)に青少年を外出させないように努めなければならない」と定めている。

係が崩れた家庭が目立っています」と川口課長は課題を浮き彫りにします。

この町でシンナーへの誘いが身近にひそんでいることは確かです。気づかないうちに、いつその魔の手がわが子の心のすき間に忍び寄るかわかりません。薬物乱用で統計に表れる数字は、氷山の一角ともいわれています。いま、子どもたちが置かれている危機的状況とその怖さをぜひ知っておいてください。

学校や友人のことを話さなくなる
 学校に行きたがらない
 友人がかわる
 友人がいなくなる
 口数が少なくなる
 表情が暗くなる
 オドオドする
 物がなくなる
 夜中に外出する
 外泊が多くなる
 怒りっぽくなる
 金遣いが荒くなる
 極端にやせる
 手が震える

気づいてください。子どもたちのSOS…



●シンナー等乱用少年の検挙補導状況

	16年	17年	18年	19年	20年
全国	2,622	1,642	995	798	569
福岡県内	625	451	256	198	163
田川管内	18	22	12	8	24
田川市	8 (3)	6 (5)	2 (1)	0 (0)	4 (5)
福智町	5 (3)	9 (7)	6 (3)	4 (5)	14 (8)
川崎町	1 (1)	2 (2)	0 (1)	1 (1)	1 (1)
香春町	0 (1)	3 (3)	0 (1)	0 (0)	5 (0)
糸田町	1 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
赤村	2 (3)	1 (1)	4 (2)	0 (0)	0 (1)

※ ()内は居住地の数 ()以外は非行地

